

ポイント

。「住民税非課税世帯」は高齢者世帯に集中
 。「低所得者」の区分に課税情報利用は限界
 。「社会保障負担のあり方全体に変革が必要

田中聡一郎 関東学院大学講師
 駒村康平 慶応義塾大学教授

政府は、消費税率を第1段階として2014年4月に8%へ引き上げることを選定した。さらに、第2段階として15年10月に10%へ引き上げることを選定している。その日程に合わせて、消費税の低所得者対策の議論が本格化しつつある。

第1段階の8%への引き上げでは、暫定的措置として、いわゆる「簡素な給付措置」が実施される。そして第2段階の10%への引き上げでは、

集中してしまつたためだ。

図には、世帯主年齢ごとの住民税非課税世帯の割合(住民税非課税世帯率)と、生活保護制度の生活扶助基準未満

経済教室

社会保障・税の共通番号制度(マイナンバー)の本格稼働・定着を前提とした総合合算制度・給付つき税額控除、あるいは複数税率などの本格的な低所得者対策を導入することとしている。

14年4月に導入予定の簡素な給付措置は、住民税の非課税世帯に1人当たり1万円を支給し、そのうち高齢基礎年金(65歳以上)の受給者などに5000円を加算するものである。今回の簡素な給付措置の給付対象となったのは、住民税非課税世帯である。しかし、消費税の低所得者対策のベンチマークとして、住民税非課税世帯を用いることは問題がある。単純に住民税非課税世帯を支給対象としてしまつと、高齢世帯に給付が

消費増税時の低所得者対策

高齢者への偏重避けよ

な給付措置は、高齢世帯では低所得層以外にも給付されることになる。結果として、給付措置の恩恵は、高齢世帯に過度に集中する恐れがある。高齢世帯において、住民税非課税世帯率が大きく上昇する理由には、給与所得控除より公的年金等控除が大きいことがある。

課税所得の算出の際には、給与収入からは給与所得控除を差し引き、年金からは公的年金等控除が差し引かれる。そのため、たとえ給与収入と公的年金が同じであっても、課税所得は給与所得者(現役世代)よりも年金受給者(高齢世代)のほうが小さくなる。その結果、高齢世帯の住民税

年金税制の見直しを

「低所得者」の基準に課題

非課税世帯率は現役世帯よりも大きく上昇し、さらには低所得世帯率を大幅に上回ってしまつた。

住民税非課税世帯は、社会保障負担の低所得者対策のベンチマークとして、多くの制度に用いられている。例えば、保育料や65歳以上の介護保険料、高額療養費などでは、住民税非課税世帯を用いて低所得者を定義している。

課税情報の住民税非課税世

帯に基づき、低所得者対策が実施されてきたことには幾つかの理由が考えられる。

まず、課税情報は自治体にとって全国統一の基準で簡明な情報であり、利便性が高いことがある。例えば生活保護制度のように収入・預貯金などの資産調査を実施する場合と比較して、課税情報の利用は、行政コストも格段に軽微、効率的である。加えて、資産調査に伴って生じる利用者のスティグマ(恥辱感)も軽減できる。

その一方で、課税情報を用いた低所得世帯の把握には限界もある。所得税制が個人単位で所得把握を行うため、課税情報からは世帯収入が分からないという実務上の限界である。そのため、個人の課税情報に基づき、世帯員全員が住民税非課税である世帯(住民税非課税世帯)を低所得者世帯として把握せざるを得な

る。年金課税を強化し、高齢世代への給付集中の回避を急ぐべきだ。

て、年金課税の強化と低所得者対策の再編は同時になされなくてはならない。またその際は、総合合算制度(医療・介護・保育・障害福祉の自己負担を合算した負担上限制度)や社会保障料軽減制度の充実などにより、高齢世代のみならず現役世代の社会保障負担軽減についても配慮が求められる。

これらの点を踏まえたうえで、今後の低所得者対策の制度設計の手順について考えてみたい。

今後の低所得者対策の導入の際には、第1に、低所得者向け給付の高齢者への集中の防止と高齢者内の所得格差の縮小のため、公的年金等控除の縮減など年金課税を強化する。第2に、年金課税の強化により高齢者の社会保障負担が過重なものにならないよう、社会保障負担の低所得者対策の再編を実施する。その

第3の消費税の低所得者対策の制度設計については、現在、生活必需品に対する軽減税率と、給付つき税額控除が提案されている。軽減税率は高所得者にも適用されることから逆進性の緩和効果には疑問があり、また生活必需品の範囲設定の難しさなども問題点として指摘される。一方、給付つき税額控除は、低所得世帯の範囲や給付水準などの具体的な制度設計の議論がなされていない。

かったのだろう。しかし、今後の消費税率の引き上げに対応した低所得者対策の制度設計では、これまでの「低所得者」の把握方法で見直しが必要である。

先述の通り、消費税のように世代間にとつた低所得者対策に、住民税非課税世帯を用いるのは問題である。さらに簡素な給付措置は暫定措置とされているが、10%への引き上げの先延ばしや本格的な低所得者対策の導入の遅れによつて、給付が継続する可能性もある。その際、消費税増税で生じる物価上昇により、年金の引き上げが実施されれば、高齢者への給付は過大な

うえで第3に、消費税の低所得者対策の制度設計をする必要がある。

まず、日本の年金課税は拠出時に社会保障料控除により全額控除され、給付時にも公的年金等控除で課税ベースを大幅に縮小しており、不十分である。公的年金等控除の縮減による年金課税の強化によつて高齢者内格差の縮小も図られる。また遺族年金などの非課税措置も見直し、高齢者に低所得者向け給付が集中することを防ぐ必要がある。さらに課税強化の税収を社会保障財源として、低所得高齢者の社会保障負担軽減に用いることで、高齢世代内の再分配も強化できる。

消費税の引き上げに対応した低所得者対策の制度設計は、消費税負担の問題にとどまらず、現在の所得税や社会保障負担の在り方を変革することとなる。低所得者の適切な把握は、公平性確保の根幹を成し、今後の消費税増税財源による社会保障制度の充実の基盤となるはずである。

たなか・そついちろう 79年生まれ。慶大院博士課程単位取得退学。専門は税・社会保障。こまむらこうへい 64年生まれ。慶大院博士課程単位取得退学。専門は社会保障

